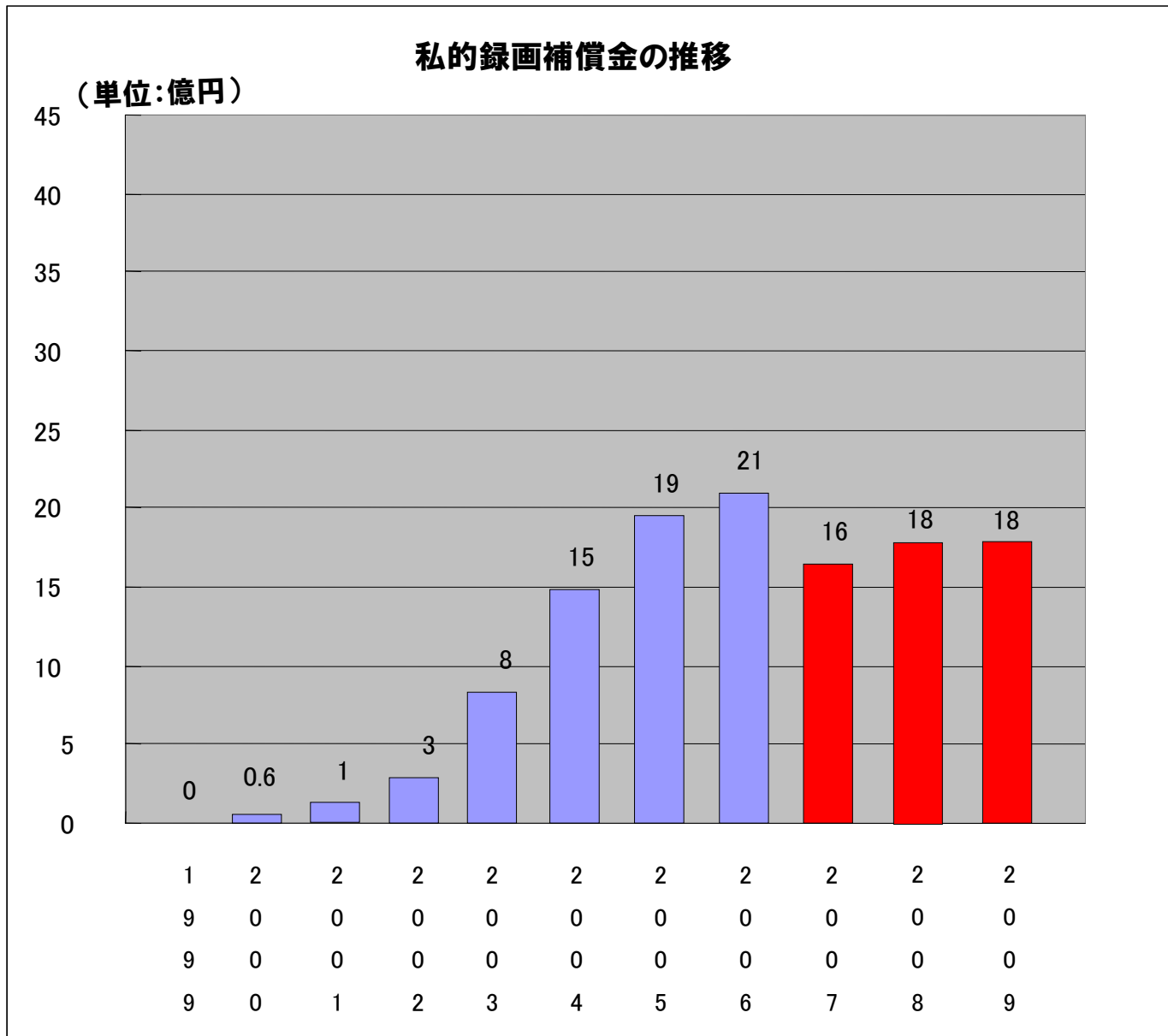
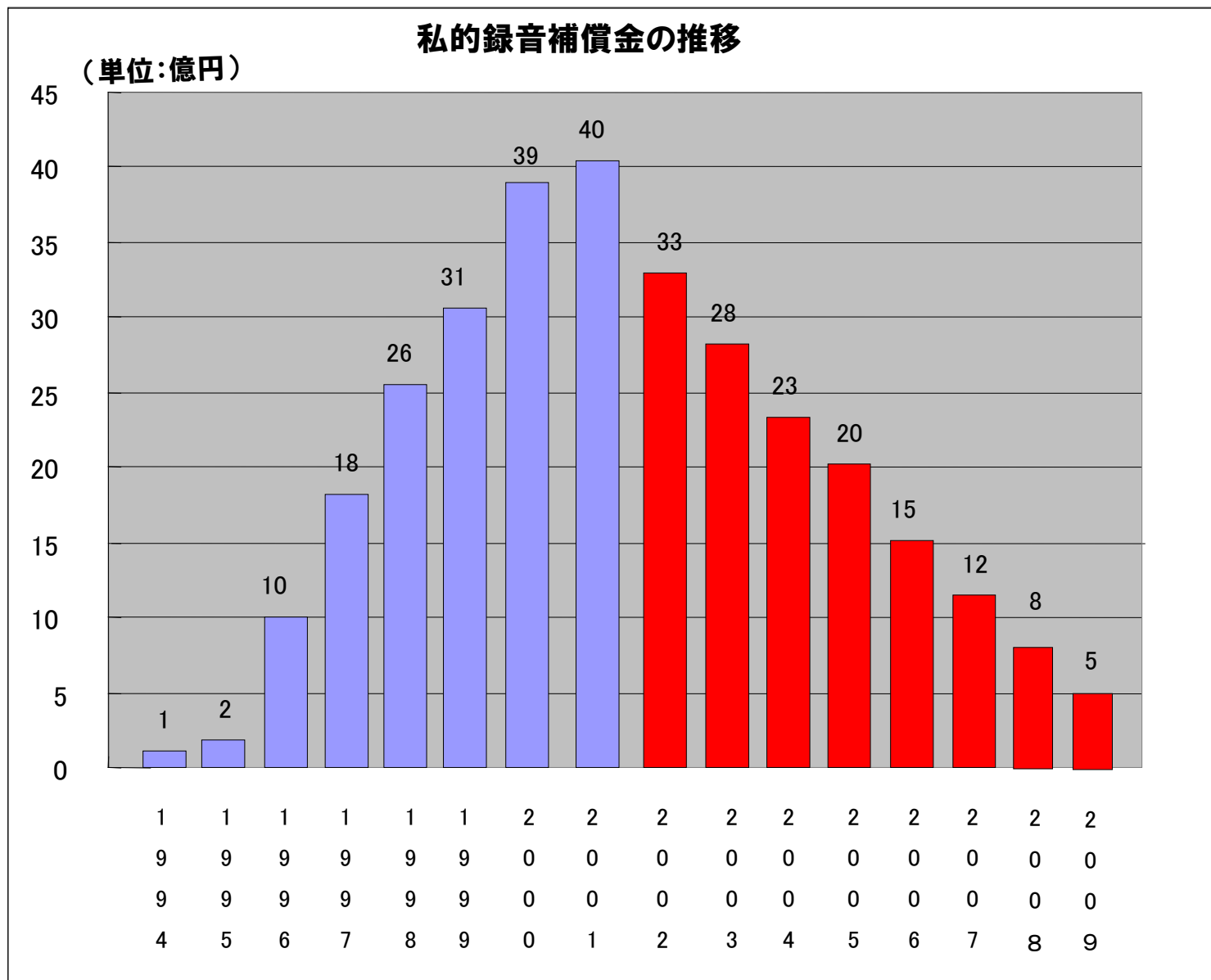


資料_1 私的録画補償金はおおむね横ばい



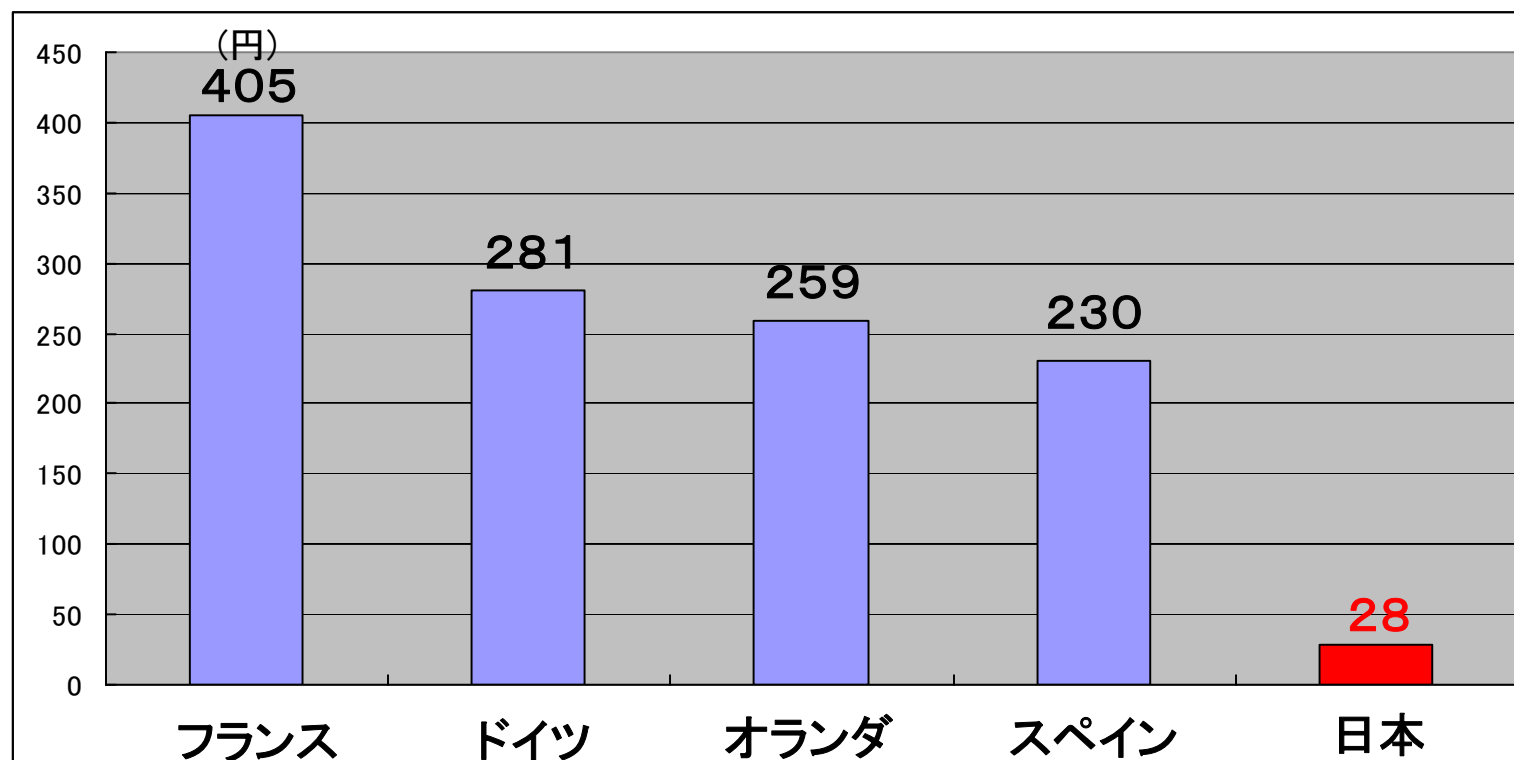
資料_2 私的録音補償金は瀕死の状態



資料_3 EU諸国の補償金制度との比較

フランス	ドイツ	オランダ	スペイン	日本
244億円	231億円	42億円	92億円	36億円

■ 国民一人あたり年間補償金負担額



資料_4 「消費者」の動向と意識を示すひとつのデータ

ニコ割アンケートを利用した私的録音録画に関する実態調査から

去る2008年12月19日から3日間にわたり、株式会社ドワンゴの協力を得て、ニコニコ動画内のニコ割アンケートの場を借りて、私的録音録画の実態調査及び私的録音録画補償金制度に関する意識調査を実施。

- ◆私的録音に用いる主なメディアがパソコンである人が **60.2%**
- ◆音楽をデジタル録音する理由は他のメディアで聴くためである人が **49.9%**
- ◆パソコン等ハードディスクに300曲を超える音楽をコピーしている人が **54.6%**
- ◆ハードディスク内蔵型レコーダーについては、**68.0%**の人は100GB以上の大容量機器を用いて映像を録画している。
- ◆パソコンや携帯音楽プレイヤー等に私的録音録画補償金を支払うべき、という人が **63.7%(額にもよる、を含む)**
- ◆さらに、私的録音録画のうち、この実態調査の結果から独自に推計した結果、我が国全体で私的録音されている楽曲の数は、30代までの年齢層のパソコンへの音楽の複製に限っても、すでに**242億曲**を超えていることが判明。

上記結果は、パソコンや携帯音楽プレイヤーで音楽を聴く文化の広まりによるものと考えられ、未だ制度の対象外であるハードディスクによる映像の録画も合わせれば、制度導入時、消費者、メーカー、権利者3者の利益の調整を目的に導入された私的録音録画補償金制度のニーズが、縮小するどころか増大している状況にあるといえる。

◆補償金については、63.7%が「支払うべき」又は「支払うべきであるが額にもよる」と回答。

資料_5 解決すべき課題は至極明快

- ・ ユーザーはコンテンツをできるだけ自由にコピーしたい。
- ・ しかし、その度が過ぎるとコンテンツビジネスが痛手を蒙る。
- ・ その問題を解決調整するために現在採用されているのが「補償金制度」だが、必ずしもうまく機能していない。

これらの前提を置いたうえで・・・

- ◆ 今後、この問題をどうやって解決していったらいいのか？
- ◆ 解決のコンセンサスが得られるまでの間、どうするのか？

資料_6 「見直しの議論」における当面の論点

1. 私的録画補償金制度について

◆私的録画から映像の権利者が被る不利益を補償するのが私的録画補償金制度の趣旨であるが、その機能停止を主張するのであれば、それを云う前に、私的録画補償金制度に代わってその趣旨を実現し得る実効的な方法を提案するべきではないか？

◆ダビング10環境下で行われる複製について補償の必要がないと主張するのであれば、そこで行われる10回のコピーから映像の権利者がこうむる不利益が存在しないことを証明し得る、客観的なデータを示すべきではないか？

2. 私的録音補償金制度について

◆メーカー等が主張する「コピー制限と補償の必要性」に照らせば、現在無制限に行われている音楽CDからのコピーにこそ「補償の必要性」が存在するといえるが、対象機器に関する制度と実態との乖離が進んだ結果、現在崩壊寸前にある私的録音補償金制度の見直しに応じないのは何故か？

◆私的録音補償金制度の見直しに応じないまま時間が経過すれば、それだけ権利者の不利益は累積拡大するが、そのことをどう考えるのか？

CULTURE FIRST

はじめに文化ありき



<http://www.culturefirst.jp>